

協力業者安全衛生管理要領

第 6 版

平成 24 年11月30日

株式会社 **シミズ・ビルライフケア**

安全環境部

協力業者安全衛生管理要領

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	協力業者における活動	3
第 3 章	作業所における協力業者の実施事項	5
第 4 章	作業所における責任者・職長の実施事項	11
第 5 章	安全衛生表彰	19
	参考資料	20
	1. 工事着工前に所轄の労働基準監督署へ提出する 主な書類について	20
	2. 雇用する労働者が負傷したとき	20
	3. 労働安全衛生法にもとづく取引業者と作業所の 安全衛生管理組織の事例	26
	4. 危害防止担当者一覧(就業制限業務等)	27
	5. 主な関係法令一覧	37

第 1 章 総 則

第 1 条 目 的

この要領は、(株)シミズ・ビルライフケア（以下「当社」という）と工事下請契約を締結して工事の施工にあたる協力業者（以下「協力業者」という）が、労働基準法、労働安全衛生法他関係法令をもとに、当社と一体となって安全衛生活動を進めるための基本実施事項を示したもので、作業所における労働災害の撲滅と安全で快適な職場づくりに資することを目的とする。

第 2 条 要領の位置づけ

この要領は当社の「安全衛生管理規程」の基本精神に基づいて、協力業者が施工にあたっての共通要件として位置づけるもので、該当する項目は必ず順守しなければならない。

第 3 条 協力業者としての基本義務

（法令の順守）

1. 協力業者は労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律、建設業法その他安全に関する諸法令（以下「関係法令」という）を順守しなければならない。

協力業者は外国人の雇用、就労にあたっては、出入国管理及び難民認定法（入管法）を順守しなければならない。

協力業者は社会保険について適切に加入しなければならない。

2. 反社会的勢力排除に対する取組について

協力業者は暴力団対策法（暴対法）にもとづき建設業からの暴力団を排除、不正な要求の拒否及び警察への通報等をしなければならない。2次、3次下請も同様とする。また使用が発覚した場合には、契約の解除を求めることができる。

（自主管理）

3. 協力業者は、関係法令で定める事業者責任を確実に遂行するため、協力業者および作業所の施工体制と安全衛生管理組織を整備しなければならない。また、責任施工を果たすため責任者、職長の育成に努めなければならない。

（再下請業者への指導・監督）

4. 協力業者が自己の請負った工事の一部を再下請負業者に施工させる時は、再下請負業者に対して直接雇用事業主の事業者責任として、この要領に定める各項目

の順守、徹底について指導・教育しなければならない。

(作業員への指導・監督)

5. 協力業者は再下請負業者を含め、その系列下すべての関係作業員に対し、関係法令等（労働者が順守すべき事項）およびこの管理要領に則った作業を行うよう適切に指導・教育しなければならない。

(当社への協力)

6. 協力業者は当社が実施する元方事業者（労働安全衛生法第29条、第29条の2）、特定元方事業者（同じく第30条）および注文者（同じく第31条、第31条の2、第31条の3）としての措置に協力するとともに、当社の各部門・部署および作業所が定める規則・ルール等に従い、安全衛生の維持に協力しなければならない。

第 4 条 協力業者としての基本権利

協力業者は工事の施工にあたって工程、工法等について有効な意見を積極的に具申し、また、この要領に定める各項目の実施にあたって、当社の協力、援助、指導を受けることができる。

※①「関係法令」はP34参照

第 2 章 協力業者における活動

第 5 条 協力業者における実施事項

協力業者は当社の安全衛生管理の徹底を図るため協力業者の本社、支店、営業所等において次の第6条から第29条に定める項目の実施に努めなければならない。

第 6 条 経営者による安全衛生の推進

経営者は、自ら先頭に立って安全衛生の推進に当たらなければならない。

第 7 条^{※②} 協力業者の安全衛生管理体制の確立

1. 経営者は、安全衛生管理活動が業務の一環として行われる企業体質および協力業者と作業所とが一体となり施工・安全衛生の自主管理体制を構築するために、協力業者における安全衛生管理組織（体制）を確立する。
2. 安全衛生委員会等の各種委員会等の会議体を編成し、定期的に開催する。
3. 責任者、職長等の責任・権限を明確に定め、それぞれが職務を確実に遂行する。

第 8 条 安全衛生計画の策定と実施

協力業者の年間安全衛生計画は、前年の安全衛生管理の反省、発生した災害の要因、法令改正および当社の年度安全衛生計画書等を踏まえ策定し、実施する。

第 9 条 安全衛生教育の実施

1. 新規採用者に対する教育（雇入れ時教育）を実施する。特に、作業員の熟練度等を考慮して内容を充実させる。
2. 職長・安全衛生責任者教育（職長資格の必須教育）、上級職長教育（能力向上教育の位置づけ）等の教育を実施する。
3. 作業所に作業員を新規に送り出す時は、事業者責任のもとに送出し教育を実施し、作業所に実施報告書を提出する。（教育にあたっては、協力業者送出し教育教本を活用）
4. 一次業者は、二次以下の業者に対して送出し教育の実施を指導・確認し、作業所に実施報告書を提出する。

第 10 条 資格取得の推進と資格者の育成・確保

1. 経営者は、責任者・職長および作業員の資格取得を積極的に推進する。
2. 関係法令に定める免許取得者、技能講習修了者を育成し確保する。
3. 危険有害業務につく者に対しては、特別教育、能力向上教育を実施する。

第 11 条^{※③} 健康管理

1. 雇入れ時および定期健康診断を実施する。
2. 深夜業等の特定業務従事者健康診断および業種、職種に応じた特殊健康診断

※② P24の「労働安全衛生法にもとづく取引業者と作業所の安全衛生管理組織の事例」参照

※③ 法令に定める有資格者について→P25以降参照

（危険有害業務についての特別教育修了者を含む）

(法定及び行政指導)を実施する。(有機溶剤、高気圧、石綿、じん肺、その他)

3. 1、2項の診断の結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに記録を整備し、各法令に準じてその期間保存する。

第 12 条 施工用機械、工具類の管理

労働安全衛生法に定める施工用機械、及びその他の機械工具類について月例自主検査又は特定自主検査を定期に実施し、検査の記録を保管する。

第 13 条 業務規程・個別工事着工前打合せの指導

1. 協力業者の組織、業務規程、材料規格等を整備し、その活用を指導する。
2. 当社の施工計画および個別工事作業手順書を作成し、その活動を指導する。

第 14 条 災害補償の事前措置

1. 事務所・倉庫・加工場等の単独加入、事業主・一人親方などの特別加入等労災保険加入手続の事前措置を適切に行う。
2. 法定外補償のため、上乘せ保険に加入する。

第 15 条 パトロール指導と現場状況の把握

1. 経営者は事業者責任のもとに自らが、工事の現場巡回・指導を定期・随時に実施し、責任者、職長の指導・監督状況、適正配置状況および作業員の安全ルール順守状況を把握して、生産性と安全衛生管理の向上に努める。

第 16 条 再下請業者の選定と指導

再下請負業者を使用する場合、建設業法にもとづく許可業者であり、かつ安全衛生確保（安全衛生管理体制が整備された業者）が可能な業者を選定するとともに、前条第6条～第15条に定める事項および社会保険の加入について適切に指導する。尚、平成24年11月1日以降に、当社が発注者と請負契約を締結する工事かについては「健康保険の加入状況」「厚生年金保険の加入状況」「雇用保険の加入状況」について施工体制台帳及び再下請通知書に記載することを義務付けている。

〔改正建設業法施行規則（平成24年5月1日公布）〕

第 17 条 (株)シミズ・ビルライフケア災害防止協議会又は、(株)シミズ・ビルライフケアBM協力会への加入

協力業者は、業者で組織する「(株)シミズ・ビルライフケア災害防止協議会」または「(株)シミズ・ビルライフケアBM協力会」に加入し、当社の安全衛生施策と活動に協力するとともに同会の実施する事業に積極的に参画する。

第 3 章 作業所における協力業者の実施事項

第 18 条 当社との個別工事着工前打合せの実施

工事契約後すみやかに作業所の現場管理責任者（工事担当者）と担当工事全般の施工・安全衛生に関する打合せを実施し、専門工事業者としての技術を生かした安全で生産効率のあがる施工方法等の提言に努め、協力業者（事業主、責任者、職長）が参画した作業に活かせる計画を作成する。

特に、計画決定段階での打合せには、配属される責任者、職長を必ず参画させ、当社と協力業者の意見が十分に反映され、相互に納得した内容とする。

第 19 条 指定9危険工事の事前検討の徹底

1. 当社が特定した工事については、危険工事事前検討会の打合せで「危険工事事前検討会実施記録」用紙を使用し実施者責任者（確認者）を明確にする。
2. 上記で特定した指定9危険工事について、責任者、職長は作業着手前打合せあるいは現地KY時「危険工事事前検討会実施記録」を用いて関係作業員に周知する。
3. 上記1.以外の工事は帳票を限定せず、協力業者作成の作業手順書において、担当責任者を明確にし、関係作業員に周知する。

《RN指定9危険工事》

足場組立・解体工事	建物解体工事
鉄骨組立・解体工事	クレーン使用作業
業務階に影響を及ぼす工事	飛散アスベスト工事（レベル1）
屋上防水・屋根の改修工事	火気使用工事
地中埋設物	

《BM2危険工事》

ガラスの外部清掃工事
受変電設備の定期点検

第 20 条 当社への書類の提出

1. 工事着工前に、「取引業者安全衛生管理提出書類（グリーンファイル）」を作成し、統括安全衛生責任者に提出する。

番号	提出書類の名称	様式	提出時期
1	安全衛生管理に関する誓約書	様式 1	・原則として担当工事着手5日前までに
2	不法就労外国人等を雇用しない誓約書	様式 2	
3	施工体制台帳制度に伴う提出書類 <下請負業者編成表兼再下請通知書>	様式 3-1 3-2	・工事中変更の都度差し替え
4	作業員名簿	様式 4	・追加分については遅

5	有資格者、免許、技能講習修了証の写		滞なく
6	年少者・高齢者等就労報告書	様式 6	
7	雇入通知書または雇用契約書等備付誓約書	様式 7	
8	作業所安全衛生自主管理計画書	様式 8 (参考)	
9	持込機械使用届	様式 9	機械持込の都度
10	持込機械自主点検表	(任意)	点検終了後
11	火気使用届	様式 11	火気使用の場合
12	通勤用・工事用車両届	様式 12	車両使用の場合

上記2～12について工事中変更がある場合はすみやかにその旨を現場管理責任者(工事担当者)へ報告するとともに、都度差し替え並びに追加等を行う。

2. 現場管理責任者(工事担当者)が1項に定める以外の書類(例えば、作業員の雇入れ通知書、または雇用契約書)の提出を求められたときは、その写しを提出する。
3. 作業員名簿等により、氏名・生年月日・年齢・現住所等の個人情報を元請に提出することについて、あらかじめ、利用目的を説明し、各人の了承を得たうえで作成する。

[利用目的]

①ケガ等の緊急事態発生時の連絡先確認

②労働安全衛生法等関係法令に基づく元請会社の安全衛生管理の基礎資料

注1(個人情報とは)

○氏名、性別、生年月日、個人の身体・財産・職種・肩書等の属性情報等、特定の個人を識別できるもので、健康に関する情報、雇用管理に関する情報を含む。

注2(元請作業所での保管)

○作業所ごとに保管責任者を決め、法に基づいて適正に保管する。

4. 施工体制台帳等の記載事項追加

改正建設業法施工規則(平成24年5月1日公布)が平成24年11月1日付で施行され、施工体制台帳及び再下請通知書の記載事項に下記の項目が追加することになった。

- ① 健康保険の加入状況
- ② 厚生年金保険の加入状況
- ③ 雇用保険の加入状況

対象工事：平成24年11月1日以降に当社が発注者と請負契約を締結する工事

第 21 条 関係法令に定められた届出

工事着工前に、関係法令に定められた諸手続きを行う。また現場管理責任者（工事担当者）から求められたときはその写しを提出する。

<例>

※④

労働基準法・適用事業報告

（事業場を設置する場合）

・就業規則届（第89条、第90条）

（常時10人以上雇用する場合）

・時間外労働（休日労働）に関する協定届（第36条）

・監視、断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書
（第41条）

・寄宿舎設置届（第96条の2）

・寄宿舎規則届（第95条）

労働安全衛生法・機械等設置届または設置報告（第88条）

（該当の場合）

・安全管理者、衛生管理者選任報告（第11条、第12条）

（常時50人以上従事の場合）

・安全衛生推進者の選任（第12条の2）

（常時10人以上50人未満従事の場合）

・産業医選任報告（第13条）

（常時50人以上従事の場合）

・総括安全衛生管理者選任報告

（常時100人以上従事の場合）（第10条）

第 22 条 工事の安全衛生管理組織・体制の確立

1. 工事における次の責任者、職長を選任し、安全衛生管理組織・体制を確立する。

- ・現場代理人
- ・主任技術者（建設業の許可を受けている取引業者は必ず置くこと）
- ・安全衛生責任者（法第19条、必ず選任すること、現場代理人等の兼務可）
- ・職長（法第60条にもとづく職長教育修了者を配置すること）
- ・作業主任者（法第14条に定める免許又は技能講習修了者）
- ・安全管理者、衛生管理者もしくは安全衛生推進者
- ・雇用管理責任者（建設雇用改善法）

※④ 着工前に所轄労働基準監督署へ提出する書類の記入例についてP21参照

なお、安全衛生管理組織は、「取引業者安全衛生管理提出書類（グリーンファイル）」のなかの「作業所安全衛生自主管理計画書」に必ず記載し、現場管理責任者（工事担当者）へ報告する。

2. 工程の変化に対応して前項の責任者、職長を明確にする。
3. 安全衛生責任者は次の職務を実施する（安衛則第19条）
 - ・統括安全衛生責任者との連絡
 - ・統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡
 - ・上記連絡事項のうち、自社に関するものの実施についての管理
 - ・協力業者の作業計画と当社の計画との整合性を図るための統括安全衛生責任者との調整
 - ・他職種との混在作業における危険の有無の確認
 - ・再下請負の場合における後次の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整
4. 主任技術者は次の職務を実施する（建設業法第26条の3より抜粋）
 - ① 工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導・監督を誠実に行う。

第 23 条 新規作業・適正配置の指導

1. 作業所において指定された新規作業では、協力業者の担当者が直接指導を行う。
2. 工事の施工に当たり、協力業者は責任者、職長に第33条に定める適正配置の実施について指導・確認を行う。

第 24 条 持込材料・機械についての措置

協力業者の工事に必要な材料、機械（機械については協力業者保有、再下請負業者保有、リース業者保有の如何を問わない）を作業所に持込むときは、次の措置を実施する。また、責任者、職長に該当する項目は実施するように指導・教育をする。

〈持込材料〉

MSDS対象物質を材工で施工する場合は、MSDSを作業場の見やすい場所に常時^{※⑤}掲示する等により、作業員へ周知する。

〈持込機械〉

- ① 持込前の整備・点検（特定自主検査を含む）
- ② 保険の付保
- ③ 取扱者の指名とその者の技能、免許等の確認

※⑤ MSDSとは、化学物質等安全データシート(MATERIAL SAFETY DATA SHEET)であり、対象化学物質（を含有する製品）の性情及び取扱いに関する情報の通知を義務づけている。

- ④ 現場管理責任者（工事担当者）との事前打合せの実施

- ⑤ 持込機械使用届を現場管理責任者（工事担当者）あて提出（グリーンファイル様式9号）
- ⑥ 該当ある場合は、労基署あて設置届、報告の手續実施
- ⑦ 持込時における書面を当社あて提出（機械の所有者、能力、特性、使用上注意すべき事項を記載したもの）
- ⑧ 使用上注意すべき事項の内容を使用前に取扱者へ周知

第 25 条 持込機器についての措置

協力業者の工事に必要な機器（バーカッター、ベルトコンベヤー、小型コンプレッサー、ポンプ、電動木工機械、可搬式電気機器その他をいい、協力業者保有、再下請負業者保有、リース業者保有の如何を問わない）を作業所に持込むときは、次の措置を実施する。また責任者、職長にも実施するように指導・教育する。

- ① 持込前の整備・点検
- ② 持込機械使用届（点検表を含む）を現場管理責任者（工事担当者）あて提出（グリーンファイル様式9号）

第 26 条 自主検査

1. 労働安全衛生法に定める機械・設備の定期自主検査または特定自主検査を実施し、検査記録（もしくはその写し）をその都度、現場管理責任者（工事担当者）に提出し、その確認を受ける。
2. 責任者、職長に定期・特定自主検査日等を通知し遺漏のないように実施させる。
3. 検査の結果、修理等の必要が生じた場合は、現場管理責任者（工事担当者）にその旨報告し、措置日程・場所等の指示を仰ぐ。

第 27 条 特別安全協議会への出席

1. 現場管理責任者（工事担当者）が招集する特別安全協議会に協力業者の経営者（以下「特安協協力業者委員」という）は必ず出席し、安全・衛生その他について協議する。
2. 特安協協力業者委員の代理出席は、現場管理責任者（工事担当者）の事前許可を必要とする。
3. 特安協協力業者委員は特別安全協議会出席時に、作業所を巡回し、施工計画・施工要領・作業手順通りに作業が進められているかを点検し、職長・作業員に対する指導を行う。また、「取引業者安全衛生管理提出書類（グリーンファイル）」等の内容が実情に合った最新のものになっているかの確認を行ない、適時修正をおこなう。
4. 特安協協力業者委員は特別安全協議会決定事項を再下請負業者を含め、その系列下すべての関係作業員まで周知徹底する。

第 28 条 事故・災害発生時の措置

工事施工中に発生した事故・災害（以下通勤途上および寄宿舍内を含む）については、事故等の程度にかかわらず作業所に確実に報告するように責任者、職長を指導する。（労災隠しは絶対行わないこと）

事故・災害が発生した場合は、作業所の協力を得て次の事項を適正に処理する。

- ① 被災者の救助、応急手当、病院収容
- ② 二次災害の防止
- ③ 現状保存と事故関係者の確認
- ④ 死亡・重篤災害の場合、遺族、家族への対応
- ⑤ 労働基準監督署他関係官庁の調査への立会、協力
- ⑥ 労働基準監督署他関係官庁あて報告書の提出（事故報告書、労働者死傷病報告等）
- ⑦ 作業所への報告書の提出
- ⑧ 作業所の調査への協力
- ⑨ 事故再発防止対策の策定と実施、再発防止策の水平展開
- ⑩ 労災保険、各種補償保険等の手続
- ⑪ その他事故、災害処理に必要な事項

第 29 条 交通事故の防止

作業員通勤時の交通事故、資材運搬車・連絡車の場内・外における交通事故防止に留意して、次の事項を守らせるように指導・教育を行う。

- ・運転手、誘導員の適正配置
- ・運転時間の適正化による疲労防止
- ・制限速度の順守（場外、場内とも）
- ・関係者への交通安全教育（過積載・偏荷重の禁止、安全運転の基本等をくり返し実施する）

第 4 章 作業所における責任者・職長の実施事項

第 30条 作業所における活動

協力業者は、作業所における安全衛生管理の徹底をはかるため、責任者、職長に次の第31条から第49条に定める項目を実施させなければならない。

第 31 条 作業員の適正配置

工事の施工に当たり、責任者、職長は新規入場者の受入れ教育を実施したうえで、次の事項について適正配置を行う。

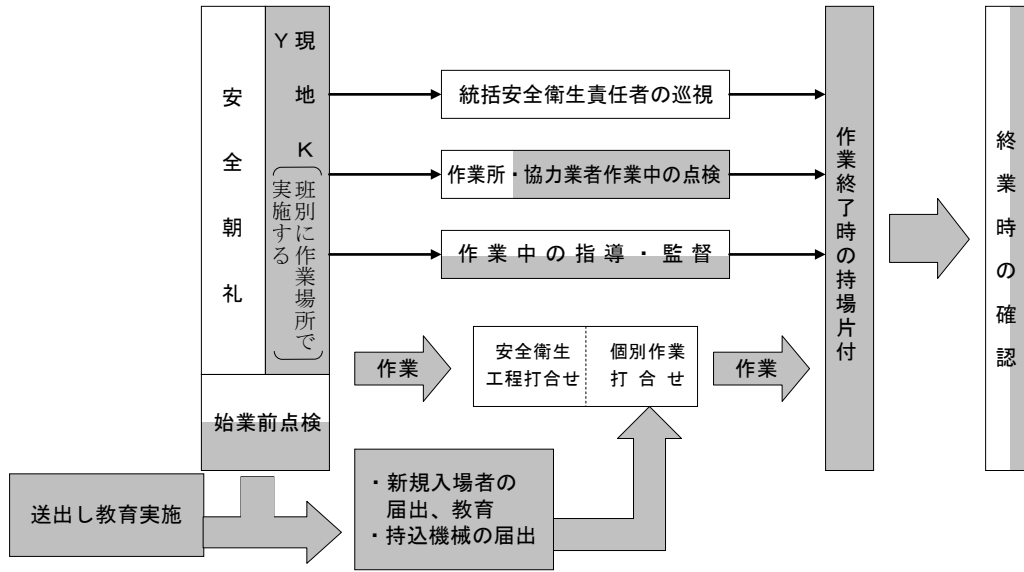
- ① 朝礼、または現地KY実施時に健康状態を確認したうえで配置する
- ② 年少者・高齢者等の経験を確認し、技能に見合った配置をする
- ③ 下記作業員には、高所、危険作業をさせない等の措置
年少者、高齢者、アルバイト作業員、健康診断に基づく就業制限のある者
- ④ 就業制限業務の作業には必ず有資格者を配置する
(免許取得者、技能講習修了者、作業主任者、特別教育修了者等)
- ⑤ 施工上必要な作業指揮者、監視人、誘導員の配置
- ⑥ スポットの応援部隊については、特に作業所のルール、作業手順、作業内容、当日の危険場所等について、現地を見せて周知徹底を図り配置する。

第 32 条 安全衛生施工サイクルの実施協力

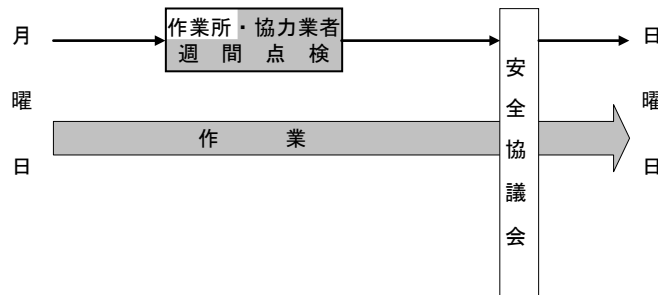
当社が事業場において実施する「安全衛生施工サイクル」について、責任者、職長は積極的に協力、実施する。

(1) 毎作業日の安全衛生施工サイクル

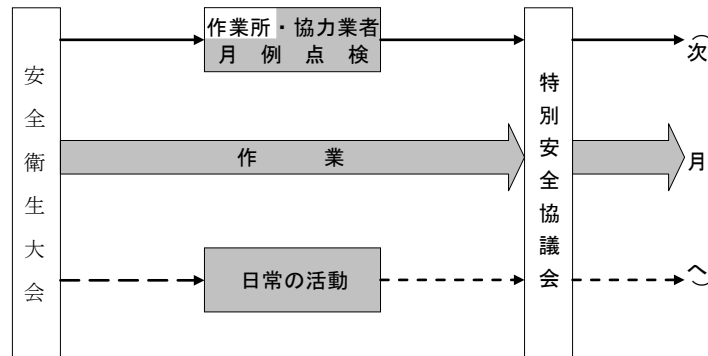
〔「安全衛生施工サイクル」は日常の施工サイクルのなかに、安全衛生を組み込み、協力業者と作業所が一体となって活動することを目的とする。〕


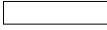


(2) 毎週の安全衛生施工サイクル



(3) 毎月の安全衛生施工サイクル



注  協力業者が自主的に実施
 作業所と協力して実施

第 33 条 安全朝礼への参加

朝礼は、「作業所全体の作業状況の周知」「危険個所の周知・徹底」「作業所の規律の維持と連帯感の育成」を目的としており、当日就労する作業員は全員必ず参加させる。

第 34 条 現地K Yミーティングの実施

作業開始前、各職種・班別等にわかれ、責任者、職長と作業員全員による現地K Yミーティングを実施する。

現地K Yミーティングの内容は次のとおりとする（原則）

- ・作業場所で
 - ・点呼
 - ・体調確認と服装・保護具の点検
 - *安全衛生工程打合せにもとづく当社からの指示・連絡調整事項の周知
 - *作業指示（分担、手順、作業標準、合図等）の確認
 - *予知される危険の摘出と対策（現地K Yボード等へ記録）
 - *安全帯を必ず使用する場所、作業を指示
- ・作業員からの意見・希望への措置
- ・作業に必要な材料、設備、機械、作業環境
- ・その他

（*は特に重要な事項）

第 35 条 作業着手前打合せ

すべての関係作業員を参加させ、作業に着手する前日または当日、施工要領書/手順書、危険工事事前検討会記録用紙等にもとづき、作業の進め方と安全対策・順守すべき作業所ルールを周知徹底する。

第 36 条 始業前点検の実施（設備等を使用する者の責任）

1. 作業開始前に協力業者の作業に必要な材料、設備、機械、作業環境について、それぞれ点検責任者を定め、確実な点検と是正を実施する。（法定、自主を含む）
2. 点検対象は協力業者が持込んだもの、作業所が提供・貸与したもの、他業者から貸与を受けたもの、他業者と共同利用するもの等すべてを含む。

第 37 条 日常点検の実施

1. 協力業者持込機械の点検については点検記録（もしくはその写し）をその都度、現場管理責任者（工事担当者）に提出し、確認をうける。
2. 作業所が提供、貸与した機械・作業設備の点検の結果、即時是正できない場合、取引

業者の点検責任者はその旨、現場管理責任者（工事担当者）に申し出て、指示を受ける。

3. 作業環境の点検（測定を含む）については点検結果を現場管理責任者（工事担当者）に報告もしくは提出し、危険・有害性が予測される場合、その指示を受ける。
4. 重機・クレーン・機械等は、運転手が運転席あるいは操作する場所を離れる場合、逸走防止等の安全措置を確実にいき、エンジンを止めキーを抜いて、ストリングキー等を用いて運転手がキーを保管する。

但し、安全装置解除キーは作業所が保管をするか、或いは重機・クレーン・機械等の保有業者が保管し、運転手には持たせない。

5. 足場を使用する作業では、当日の作業開始前に手すり等の取りはずしや脱落の有無の点検を実施し、悪天候等後に実施する点検内容等について記録を作成し、保存する。

第 38条 作業中の指導・監督

1. 作業中、随時、指導・監督をいき、不安全状態（防護措置の取外し、安全措置の停止等）および作業員の不安全行動（作業手順の省略、指示事項の無視等）の発生防止と発生時の是正さらに異常時の措置（作業中止の報告等）を実施する。
2. 新規入場者を直接に指揮して安全確保に責任を持たせる。
3. 不安全行動を発見した場合は、作業員と納得するまで話し合い、理解させて改善を図る。
4. 作業主任者または作業指揮者の配置を必要とする作業については、作業主任者または作業指揮者が直接作業を指揮し、法令等に定められた業務を実施する。
5. 作業所が提供・貸与した作業設備（足場、棧橋、開口部、手すり等）を作業中に一時取外すときは、必ず現場管理責任者（工事担当者）へ申し出て許可を得たうえで、決められた作業手順で実施し、作業が終了したときは必ず復旧するとともに、復旧を確認してその旨を報告する。
6. MSDS対象物質を使用する場合は、作業所の見やすい場所にMSDSを常時掲示する等により、危険・有害性等を作業員に周知する。

第 39 条 安全衛生工程打合せへの参加

1. 現場管理責任者（工事担当者）が開催する安全衛生工程打合せには、責任者、職長および再下請負業者の責任者、職長の内から現場管理責任者（工事担当者）が指定する者が必ず参加し、安全衛生工程打合せと連絡調整を実施する。
2. 安全衛生工程打合せでは、専門工事業者としての意見を積極的に発言し、納得するまで打合せをおこなう。
3. 安全衛生工程打合せの結果により、現場管事担当者）から理責任者（工発行される安全作業指示書、または協力業者が作成し、現場管理責任者（工事担当者）の承認を受け

た当該作業の作業計画書等の内容、さらに安全衛生工程打合せで決定された事項は、作業着手前打合せ、現地KYミーティング等で、作業員全員に周知徹底する。

第 40 条 作業手順変更時の処置

現場の状況変化等により決められた作業手順・方法等を変更しなければならない場合は、一旦作業を中止し、作業前に安全対策を見直し、現場管理責任者に報告して承認をうけ、全員で作業手順・方法を確認した後作業にかかる。

第 41 条 作業終了時の持場片付けと不要材等の集積

常時、作業場所を整理整頓して作業を行い、作業終了時には、機械、工具、備品等を現場管理責任者（工事担当者）の指定する場所に格納し、不要材等は作業所のルールに従い分別・集積する。また、一斉片付け等を現場管理責任者（工事担当者）からの指示に従う。

第 42 条 火災予防

溶接、溶断、その他火気を使用する場合は、火気使用届けを作成し現場管理責任者（工事担当者）を経由して部署長の承認を得ると共に、火気使用責任者を定め、消火器、消火用水等を配置して、十分な管理を行う。

作業終了時は、残り火の消火始末を確認して、現場管理責任者（工事担当者）にその旨報告する。

第 43 条 終業時等の確認

1. 当日の作業終了後、責任者、職長が終業時の確認を実施し、現場管理責任者（工事担当者）にその旨報告する。
2. 終業時等の確認事項は次のとおりとする。
 - ① 作業場所の片付け状況
 - ② 安全対策
 - ・ 開口部の柵・手摺・養生蓋の復旧その他
 - ・ 重機、クレーン、高所作業車等のキー保管
(運転操作キーは運転手が保管し、安全装置解除キーは作業所が保管するか、或いは重機、クレーン等の保有業者が保管する)
 - ・ 詰所、休憩所の後始末
 - ・ 電源のカット、常夜燈の点灯等
 - ③ 強風、大雨、大雪、中震時の対策
 - 強風とは、10分間の平均風速が10m/秒以上
 - 大雨とは、一回の降雨量が50mm以上
 - 大雪とは、一回の降雪量が25cm以上

中震とは、震度階級で4以上

- ④ 第三者対策（風散、飛来落下、立入禁止等）
- ⑤ その他特に必要な事項

3. 交替制の場合は、相互間の引継を正確に行う。

第 44 条 安全協議会への出席（法定）

1. 現場管理責任者（工事担当者）が招集する安全協議会に協力業者の責任者、職長（再下請負業者全てを含む）（以下「安全協議会協力業者委員」という）は必ず出席し、安全・衛生その他について協議する。
2. 安全協議会協力業者委員は、安全協議会決定事項をすべての関係作業員に周知徹底する。

第 45 条 新規入場者受入教育

1. 新規入場者受入教育は当社と共同して、必要に応じた内容に重点を絞り実施する。
2. 職長が事前に現地を確認し、危険場所、立入禁止場所、作業の具体的な方法等を新規入場者に教育・指導する。
3. 受入教育が終了するまでは、新規入場者を作業に就労させない。
4. 作業員の基本心得の内容は次のとおりとする。（原則）
 - ① 作業所ルール、職長会ルール等の定められた事項の順守、上位者からの指示命令の順守
 - ② 同僚作業員との協力、チームワークの促進
 - ③ 安全服装の着用
 - ④ 保護具の正しい使用（保護帽・安全帯・安全靴・保護メガネ・防じんマスク等）
 - ⑤ 職場の整理整頓（作業終了時の片付けを含む）の励行と不要材等の分別
 - ⑥ 火気の正しい取扱い
 - ⑦ 喫煙管理の徹底
 - ⑧ 作業前の点検の実施
 - ⑨ 指名者以外の機械取扱いの禁止
 - ⑩ 指名者以外の電気取扱いの禁止
 - ⑪ 安全設備の無断取外し等と変更の禁止
 - ⑫ 作業設備の不安全状態の即時是正または上位者への申告
 - ⑬ 許可をもらって取外した防護設備等の作業後の復旧

- ⑭ 安全通路の使用、および立入禁止場所への無断立入禁止
 - ⑮ 機械作業半径内、吊荷の下への立入禁止
 - ⑯ 機械の故障、修理時の連絡
 - ⑰ 安易な物体投下の禁止
 - ⑱ 決められた作業手順にもとづく作業の実施
 - ⑲ 健康保持のための日常生活
 - ⑳ 緊急・異常時の即時連絡とその対応
 - ㉑ その他必要な事項
6. 作業員の共通一般作業心得の内容は次のとおりとする。(原則)
- ① 物の運搬の適切な方法(単独・共同)
 - ② 脚立の適切な設置と使用方法
 - ③ 移動式作業台の適切な設置と使用方法
 - ④ ローリングタワーの適切な設置と使用方法
 - ⑤ 梯子の適切な設置と使用方法
 - ⑥ 玉掛用具その他、工具の点検使用方法
 - ⑦ 分電盤の適切な使用方法
 - ⑧ 消火器の適切な使用方法
 - ⑨ その他
7. 建設副産物適正処理については次のとおりとする。
- ① 法令順守による適正処理の徹底
 - ② 簡易梱包、プレカット化等による搬入抑制
 - ③ 施工ミス・施工ロスの削減等による減量化
 - ④ 型枠材・仮設材等の再使用
 - ⑤ 分別回収の徹底等による再資源化
 - ⑥ その他

第 46 条 作業所の開催行事への協力

現場管理責任者(工事担当者)が計画実施する各種安全衛生行事(特別安全日、安全衛生大会、安全意識高揚日等)に積極的に協力・参加する。

第 47 条 安全衛生ミーティング

1. 作業員の安全意識の向上、安全知識習得のため随時、責任者、職長と作業員による安全衛生ミーティングを開催する。

2. 安全衛生ミーティングの内容は次を目安とする。

- ・災害事例研究（労働災害資料等を利用）
- ・安全情報の伝達、意見の交換
- ・安全勉強会（現地KYミーティングの実施方法、作業着手前打合せ、その他）
- ・作業手順予測災害打合せシート、作業標準の作成、改善、見直し
- ・集団安全衛生目標決定
- ・その他

第 48 条 事故・災害発生時の措置

工事施工中に発生した事故・災害（以下通勤途上を含む）については、事故等の程度にかかわらず作業所に確実に報告する。

労災かくしは絶対に行わないこと。

第 5 章 安全衛生表彰

第 49 条 協力業者に対する表彰

当社は「協力業者安全・環境表彰規則」にもとづいて職長等管理監督者及びビル管理業務の安全衛生活動を評価し、その実績が優秀で他の範とするに足りる場合、安全衛生推進大会において社長名で表彰を行なう。又、BM事業部門として(株)シミズ・ビルライフケアBM協力会会長名で、ビル管理他について安全成績優秀な協力会社従業員を表彰する。

参 考 資 料

1. 工事着工前に所轄の労働基準監督署へ提出する主な書類について

(作業所の現場管理責任者(工事担当者)が提出を求めたときは、提出済みの写しを提出してください)

- (1) 適用事業報告P21-①
- (2) 時間外労働・休日労働に関する協定届P21-②
- (3) 監視、断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書P22-③
- (4) 就業規則(変更)届P22-④
- (5) その他、寄宿舍設置届、寄宿舍規則届等P23-⑤、P24-⑥

2. 雇用する労働者が負傷したとき

- (1) 労働者死傷病報告 (写しを現場管理責任者(工事担当者)へ提出)
- (2) 労災保険各種請求手続き

③

様式第14号(第34条関係)

~~監~~ ~~断~~ ~~続~~ ~~的~~ ~~勞~~ ~~働~~ に従事する者に対する適用除外許可申請書

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
職別工事業		大山建設株式会社八丁堀作業所 (中央会館新築工事)		東京都中央区八丁堀2-×-× (電話 3551-43××)	
	業務の種類	員数		労働の様態	
監視				人	
断続的労働		炊事婦		2 人 始業午前6時, 終業午後6時, 実労働時間6時間, 手待時間6時間	

平成 24 年 4 月 16 日

使用者 職名 大山建設株式会社八丁堀作業所
氏名 所長 中島 明 (印)

中央 労働基準監督署長 殿

④

(様式任意)

就業規則 ~~(変~~ ~~更~~) 届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
職別工事業	大山建設株式会社八丁堀作業所 (中央会館新築工事)	東京都中央区八丁堀2-×-× (電話 3551-43××)
1. 就業規則又はその変更事項	別添の通り	
2. 意見の聴取年月日	平成 24 年 3 月 26 日	
3. 意見書	別添の通り	

平成 24 年 3 月 28 日

使用者 大山建設株式会社八丁堀作業所
職氏名 所長 中島 明 (印)

中央 労働基準監督署長 殿

意見書

大山建設株式会社八丁堀作業所就業規則に関する意見は下記の通りである。

記

1. 意見 特に意見なし。

平成 24 年 3 月 26 日

労働者代表 大山建設株式会社八丁堀作業所
職氏名 職長 石川 次郎 (印)

⑤

様式（第5条の2）

寄 宿 舎 設 置
移 転 届
変 更 届

事業の種類	職別工事業		
事業の名称	大山建設株式会社八丁堀作業所(中央会館新築工事)		
事業場の所在地	東京都中央区八丁堀2-X-X (電話 3551-43XX)		
常時使用する労働者数	20 人		
事業の開始予定日	平成24年4月2日	事業の終了予定日	平成25年6月30日
寄 宿 舎 設 置	寄 宿 舎 の 設 置 地	東京都中央区八丁堀2-X-X	
	収容能力及び収容実人員	(収容能力) 20 人, (収容実人員)	15 人
	棟 数	1 棟	
	構 造	軽量鉄骨, 2階建, 鉄板葺	
	延 居 住 面 積	96 m ²	
	階 段 の 構 造	踏面21cm, けあげ22cm, 勾配45°, 手すり(高) 80cm, 幅75cm	
	寝 室	和室畳敷き・押入付, 一人当り4.8m ² , 天井(高) 2.4m, 蛍光灯40w×2, 冷暖房機1台	
	食 堂	39.6m ² , 板張り, 木製テーブル4個, 20人食事可能, 大型冷暖房機1台	
	炊 事 場	19.4m ² , 板張り, 上水道, 調理台, 流し台, 食器棚, 冷ぞう庫	
	便 所	大便所3, 小便所3, 水洗式	
	洗面所及び洗たく場	洗面所同時5人使用可, 洗たく機2台	
	浴 場	9.9m ² , ポリ風呂, ボイラ(灯油), 同時5人入浴可	
	避 難 階 段 等	2階2カ所(屋外), 各室窓取付縄ばしご	
	警 報 設 備	自動火災報知器, 2階廊下2カ所, 1階食堂, 炊事場, 廊下各1カ所	
消 火 設 備	消火用水槽2カ所, 消火器12本(1・2階廊下, 食堂, 炊事場各3本)		
工事開始予定年月日	平成24年4月2日	工事終了予定年月日	平成24年4月20日

平成 24 年 3 月 16 日

大山建設株式会社 八丁堀作業所
使用者 職 氏 名 所長 中 島 明

中央 労働基準監督署長殿

備 考

- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち該当しない文字をまるをつけること。
- 2 「事業の種類」の欄には、なるべく事業の内容を詳細に記入すること。
- 3 「構造」の欄には、鉄筋コンクリート造、木造等の別を記入すること。
- 4 「階段の構造」の欄には、踏面、けあげ、勾配、手すりの高さ、幅等を記入すること。
- 5 「居室」の欄には、1人当りの居住面積、天井の高さ、照明並びに採暖及び冷房等の設備について記入すること。
- 6 「食堂」の欄には、面積、1回の食事人員等を記入すること。
- 7 「炊事場」の欄には、床の構造及び給水施設(上水道、井戸等)を記入すること。
- 8 「便所」の欄には、大便所及び小便所の男女別の数並びに構造の概要(水洗式、くみ取り式等)を記入すること。
- 9 「洗面所及び洗たく場」の欄には、各設備の設置箇所及び設置数を記入すること。
- 10 「浴場」の欄には、設置箇所及び加熱方式を記入すること。
- 11 「避難階段」の欄には、避難階段及び避難はしご等の避難のための設備の設置箇所及び設置数を記入すること。
- 12 「警報設備」の欄には、警報設備の設置箇所及び設置数を記入すること。
- 13 「消火設備」の欄には、消火設備の設置箇所及び設置数を記入すること。

⑥

(様式任意)

寄 宿 舎 規 則 (変=更)= 届

事 業 の 種 類	事 業 の 名 称	事 業 の 所 在 地			
職 別 工 事 業	大山建設株式会社八丁堀作業所 (中央会館新築工事)	東京都中央区八丁堀2-X-X (電話 3551-43XX)			
寄 宿 舎 の 種 別	寄 宿 舎 の 所 在 地	寄 宿 舎 設 置 期 間	寄 宿 労 働 者 数		
建設業附属寄宿舍	東京都中央区八丁堀2-X-X	平成24. 4. 20~平成25. 6. 30	男	女	計
寄 宿 舎 規 則 又 は そ の 変 更 事 項	別添のとおり				
同 意 を 得 た 年 月 日	平成24年4月16日	同 意 し た 寄 宿 労 働 者 代 表	石 川 次 郎		
同 意 書	別添のとおり				

平成 24 年 4 月 18 日

使用者 東京都中央区八丁堀2-X-X
 職氏名 大山建設株式会社八丁堀作業所
 所長 中島 明

㊞

中 央 労働基準監督署長 殿

同 意 書

大山建設株式会社八丁堀作業所附属寄宿舍規則に同意します。

平成 24 年 4 月 16 日

大山建設株式会社八丁堀作業所附属寄宿舍
 寄 宿 労 働 者 代 表 石 川 次 郎

㊞

様式第23号（第97条関係）（表面）

労働者死傷病報告

労働保険番号（建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。）		事業の種類										
81001 13101825015025		職別工事業										
事業場の名称（建設業にあつては工事名を併記のこと）												
オオヤマケンセツカブシキガイシャ												
大山建設株式会社												
中央会館新築工事												
東京都江東区亀戸2-X-X												
電話 03(3681)63XX		八重洲・木下共同企業体										
労働者数		発生日時（時間は24時間表記とすること）										
104-XXXX 55人		7:平成 → 724 716 1320										
被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること）		生年月日										
ミヤモト タカユキ		5490501 (38) 歳										
宮本 孝之		職 種 高工 経験 4 月										
休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）		傷病名										
90 月 日 死亡		単純骨折 右大腿部										
被災地の番号		被災地の番号										
90 月 日 死亡		東京都中央区八丁堀 2-X-X										
災害発生状況及び原因		略図（発生時の状況を図示すること。）										
<p>①どのような場所で ②どのような作業をしていたときに ③どのような状況で ④どのような不安全又は不衛生な状況があつて ⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること</p> <p>コンプレッサー（1.5t）を小型トラックからおろすため、二段 継ぎ鉄製三又（脚の長さ5.14m）吊上げ能力2.5t を トラックの荷台にあるコンプレッサーの直上に 設置し、ついで2t のチェンブロックを三又にとりつけ、 18mmのワイヤーで玉掛けをして、コンプレッサーを10cm 吊上げ、トラックを前進させてから徐々にチェンブロックを 下げはじめた。2、3回チェーンを下げたとき突然三又の 脚の一本がすべりだし、三又が安定を失って転倒し、 約1mの高さに吊っていたコンプレッサーが落下し、 コンプレッサーの端部が被害者の右大腿部に 激突したものである。</p>		<p>2トレンチブロック 2段継ぎ三又 {脚長5.14m 2.5トン吊り}</p>										
報告書作成者 職 氏 名 所長 中島 明		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>職 員 記 入 欄</td> <td>会社コード</td> <td>業務分類</td> </tr> <tr> <td>事故の種別</td> <td>事業場区分</td> <td>自由設定項目</td> </tr> <tr> <td>労務管理</td> <td>業務上原因</td> <td>1:はし 2:死はし</td> </tr> </table>		職 員 記 入 欄	会社コード	業務分類	事故の種別	事業場区分	自由設定項目	労務管理	業務上原因	1:はし 2:死はし
職 員 記 入 欄	会社コード	業務分類										
事故の種別	事業場区分	自由設定項目										
労務管理	業務上原因	1:はし 2:死はし										

平成 24 年 7 月 20 日

事業者職氏名

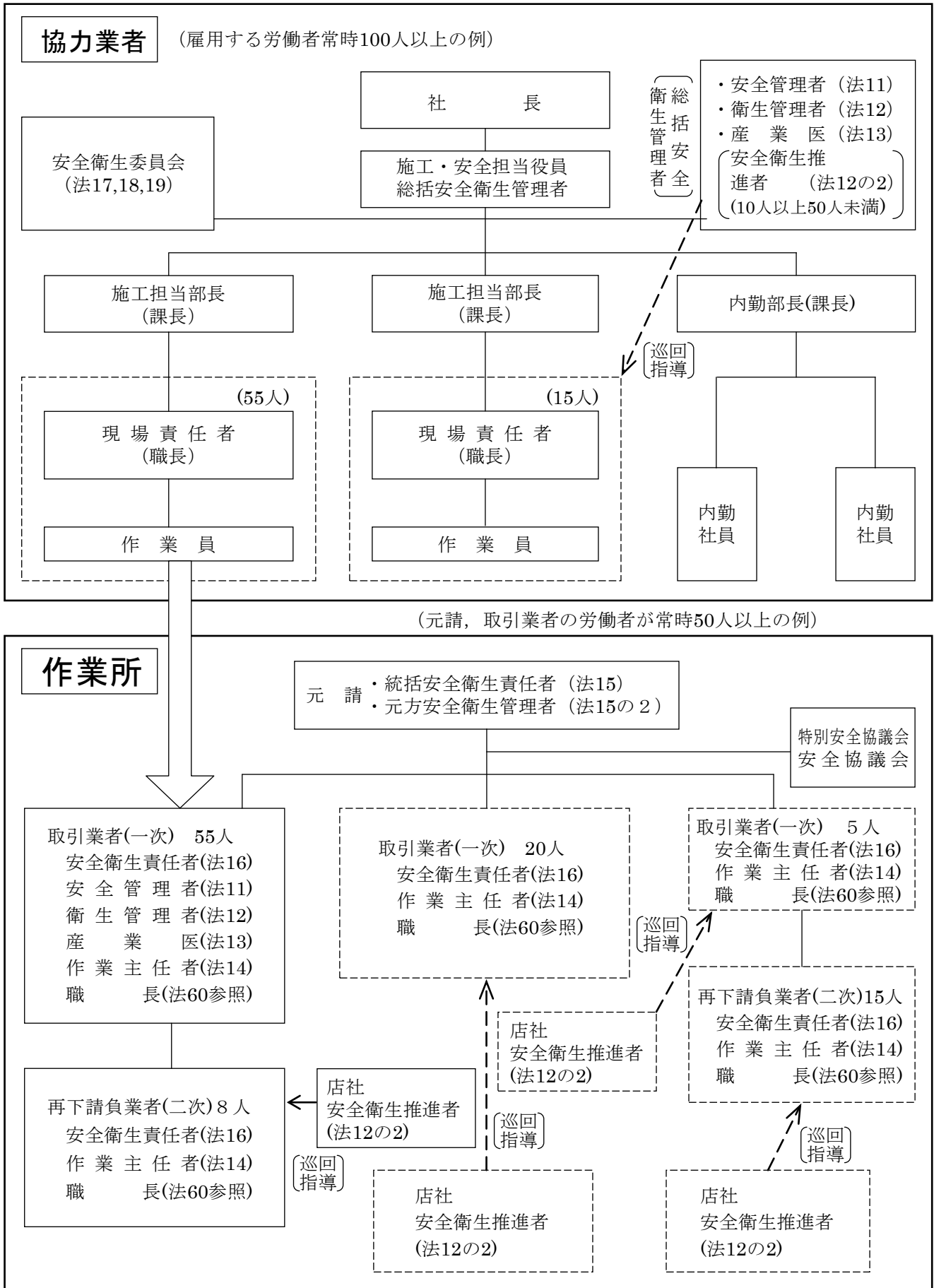
中央 労働基準監督署長殿 大山建設株式会社 代表取締役社長 細内 俊夫

受付印

備考

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「バ」等と記入すること。
- 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署に提出すること。
- 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

3. 労働安全衛生法にもとづく取引業者と作業所の安全衛生管理組織の事例



4. 危害防止担当者一覧（就業制限業務等）

管 理 区 分	選任・配置すべき者	適 用 範 囲 (業 務 内 容)	資 格 (要 件)	規 則 条 項
全 般 管 理	総括安全衛生 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・常時100人以上の直用労働者を使用する事業場 ・職務を行えないときは、代理者を選任 ・安全管理者又は衛生管理者を指揮し、安全衛生業務を統括 	当該事業場で、その事業の実施を統括管理するもの	安衛法 10 安衛令 2 安衛則 2・3
	安 全 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・常時50人以上の直用労働者を使用する事業場 ・常時300人以上使用の場合は1人を専任 ・職務を行えないときは、代理者を選任 ・安全に関する技術的事項を管理 	1. 次のいずれかの該当者で厚生労働大臣が定める研修修了者 <ul style="list-style-type: none"> ・大卒・高専で理科室卒業後、2年以上安全の実務経験者 ・高校で理科室卒業後、4年以上安全の実務経験者 2. 労働安全コンサルタント	安衛法 11 安衛令 3 安衛則 4・5・6
	衛 生 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・常時50人以上の直用労働者を使用する事業場（200人を超える場合は、規模に応じて2～6人を選任） ・常時1,000人を超える場合又は常時500人を超える事業場で、坑内労働その他一定業務に常時30人以上使用する場合は1人を専任 ・職務を行えないときは、代理者を選任 ・衛生に関する技術的事項を管理 	第一種衛生管理者免許者（常時500人を超える事業場で、坑内労働その他一定の業務に30人以上使用する場合は1人を衛生工学衛生管理者免許者）	安衛法 12 安衛令 4 安衛則 7～12
	安 全 衛 生 推 進 者	<ul style="list-style-type: none"> ・常時10人以上50人未満の直用労働者を使用する事業場（注） ・選任した場合には掲示等により関係労働者に周知 ・安衛法第10条第1項各号の業務（安全衛生）を担当 （注） <ul style="list-style-type: none"> ・作業所に事務所をおき、労務管理を行なっている場合は、その作業所で選任する ・作業所に詰所はあるが、労務管理は本支店、営業所等の店社で行なっている場合は、その店社で選任する 	1. 大卒・高専卒で1年以上の安全衛生実務経験者 2. 高卒で3年以上の安全衛生実務経験者 3. 5年以上の安全衛生実務経験者 4. 労働基準局長が定める講習を修了した者 5. 安全管理者、衛生管理者、作業主任者の資格を有する者	安衛法 12の2 安衛則 12の2 12の3 12の4
	産 業 医	<ul style="list-style-type: none"> ・常時50人以上の直用労働者を使用する事業場 ・常時1,000人以上又は一定業務に常時500人以上使用する事業場にあつては専属 ・健康診断その他健康管理 	医師	安衛法 13 安衛令 5 安衛則 13～15
	安 全 衛 生 責 任 者	<ul style="list-style-type: none"> ・下請業者で1次下請及び2次下請等の再下請業者 ・職務を行えないときは、代理者を選任 ・統括安全衛生責任者との連絡・調整等 	個別下請業者ごとに作業員を統括する者	安衛法 16 安衛則 19
雇 用 管 理	雇 用 管 理 責 任 者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の雇用の改善（募集・雇入・配置、技能の向上、就労環境整備、その他） 	雇用管理研修修了者	建雇用改善法 5

管 理 区 分	選任・配置すべき者	適 用 範 囲 (業 務 内 容)	資 格 (要 件)	規 則 条 項
足 場	足場の組立て等 作業主任者	・つり足場、張出し足場、高さ5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業 ・作業に係る点検・監視等	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(15) 安衛則 16・565・566
高 所	墜 落 危 険 作 業 指 揮 者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業（但し、上欄のものは除く。）	事業者が指名	安衛法 21 安衛則 529
	監 視 人	3m以上の高所から物体を投下するとき	事業者が指名	安衛法 21 安衛則 536
型 わ く	型わく支保工の組 立て等作業主任者	・型わく支保工の組立て又は解体の作業 ・作業に係る点検・監視等	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(14) 安衛則 16・246・247
鉄 骨	建 築 物 等 の 鉄 骨 の 組 立 て 等 作 業 主 任 者	・建築物の骨組み又は塔における高さ5m以上の金属部材による組立て、解体、変更の作業 ・作業に係る点検・監視等	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令6(15の2) 安衛則 16・517の4・5
掘 削 等	地 山 の 掘 削 作 業 主 任 者	・掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業 ・作業に係る点検・監視等	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(9) 安衛則 16・359・360
	土 止 め 支 保 工 作 業 主 任 者	・土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業 ・作業に係る点検・監視等	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(10) 安衛則 16・374・375
	ガ ス 導 管 防 護 作 業 指 揮 者	明り掘削の作業により露出したガス導管の防護の作業	事業者が指名	安衛法 21 安衛則 362
	誘 導 者	明り掘削において、運搬機械等が、後進して作業箇所へ接近するとき、または転落のおそれがあるとき	事業者が指名	安衛法 21 安衛則 365
	採石のための掘削 作 業 主 任 者	・掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削作業 ・作業に係る点検・監視等	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(11) 安衛則 16・403・404
火 薬 ・ 発 破	火 薬 類 取 扱 保 安 責 任 者	火薬類の貯蔵消費管理	火薬類取扱保安責任者 免状保有者	火取法 30 火取則 69
	発 破 技 士	発破の業務（せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理）	・発破技士免許者 ・火薬類取扱保安責任者免状保有者 ・鉱山保安法施行規則による試験合格者	安衛法 61 安衛令 20(1) 安衛則 41・318 安衛則別表第三 火取法 31
	導 火 線 発 破 作 業 指 揮 者	導火線発破作業の指揮	同上	安衛法 20 安衛則 319
	電 気 発 破 作 業 指 揮 者	電気発破作業の指揮	同上	安衛法 20 安衛則 320
	監 視 人	・火薬類を建築物に貯蔵する場合に出納した火薬の種類及び数量等の記録 ・発破場所における火薬類の受渡し数量等の記録	事業者が指名	火取則 16 火取則 53
	見 張 人	発破時に定めた危険区域への通路の見張	事業者が指名	火取則 53
	コ ン ク リ ー ト 破 碎 器 作 業 主 任 者	・コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業 ・作業の方法決定、直接指揮等	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(8の2) 安衛則 16・321の3・4

管 理 区 分	選任・配置すべき者	適 用 範 囲 (業 務 内 容)	資 格 (要 件)	規 則 条 項
電 気	電気主任技術者	自家用電気工作物を設置する事業場	免許者	電事法 43
	停電・活線作業指揮者	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 350
	電気取扱者	充電回路又はその支持物の敷設、点検、修理、充電部分が露出した開閉器の操作	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(4)
	電気工事士	電気工事(一般用電気工作物又は自家用電気工作物の設置又は変更の工事)を行う者	免許者(自家用で主任技術者を選任し、その指揮下で行う場合は、上欄の者で可)	電工法 3
	監視人	・停電作業を行う場合 ・特別高圧活線近接作業 ・架空電線に近接する工作物の建設等の作業	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 339・345・349
溶 接	ガス溶接作業主任者	・アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業 ・作業に係る点検、監視等	免許者	安衛法 14 安衛令 6(2) 安衛則 16・314～316
	ガス溶接作業員	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	技能講習修了者	安衛法 61 安衛令 20(10) 安衛則 41
特 定 機 械	クレーン運転者	つり上げ荷重5 t以上のクレーン	クレーン・デリック運転士免許者(限定なし・クレーン限定)	安衛法 61 安衛令 20(6) 安衛則 41 ク則 22
		つり上げ荷重が5 t以上の床上運転式クレーン	クレーン・デリック運転士免許者	安衛法 61 安衛令 20(6) 安衛則 41 ク則 22
		つり上げ荷重が5 t以上の床上操作式クレーン(床上で運転し、かつ運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン)	・クレーン・デリック運転士免許者 ・技能講習修了者(床上操作式クレーン)	安衛法 61 安衛令 20(6) 安衛則 41 ク則 22
		・つり上げ荷重5 t未満のクレーン ・つり上げ荷重5 t以上の跨線テルハ	・クレーン・デリック運転士免許者 ・特別教育修了者	安衛法 519 安衛則 36(15) ク則 21
	クレーン組立て解体作業指揮者	クレーンの組立て又は解体の作業	事業者が指名	安衛法 20 ク則 33
	移動式クレーン運転者	つり上げ荷重5 t以上のもの	移動式クレーン運転士免許者	安衛法 61 安衛令 20(7) 安衛則 41 ク則 68
		小型移動式クレーン(つり上げ荷重が1 t以上5 t未満のもの)	・移動式クレーン運転士免許者 ・技能講習修了者	安衛法 61 安衛令 20(7) 安衛則 41 ク則 68
小型移動式クレーン(つり上げ荷重が0.5 t以上1 t未満のもの)		・移動式クレーン運転士免許者 ・技能講習修了者 ・特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(156) ク則 67	

管 理 区 分	選任・配置すべき者	適 用 範 囲 (業 務 内 容)	資 格 (要 件)	規 則 条 項
特 定 機 械	デリック運転者	つり上げ荷重5 t以上のもの	・クレーン・デリック 運転士免許者（限定 なし） ・デリック運転士免許 者	安衛法 61 安衛令 20(8) 安衛則 41 ク則 108
		つり上げ荷重5 t未満のもの	・クレーン・デリック 運転士免許者（限定 なし） ・デリック運転士免許 者 ・特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(17) ク則 107
	デリック組立て解 体 作 業 指 揮 者	デリックの組立て又は解体の作業	事業者が指名	安衛法 20 ク則 118
	玉 掛 作 業 者	つり上げ荷重1 t以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務	・技能講習修了者 ・S 53. 10. 1以前のクレーン等の運転免許所持者 ・職業能力開発促進法による訓練修了者	安衛法 61 安衛令 20(16) 安衛則 41 ク則 221
		つり上げ荷重1 t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(19) ク則 221
	玉 掛 合 図 者	クレーン、移動式クレーン、デリックを用いて作業を行うとき	事業者が指名	安衛法 20 ク則 25, 71, 111
	エレベーター運 転 者	工専用エレベーターの運転	工専用エレベーター運 転教育修了者	(社内基準)
	エレベーター 組 立 解 体 作 業 指 揮 者	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業	事業者が指名	安衛法 20 ク則 153
	建設用リフト 運 転 者	建設用リフトの運転の業務	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(18) ク則 183
	建設用リフト 組 立 解 体 作 業 指 揮 者	建設用リフト組立て又は解体の作業	事業者が指名	安衛法 20 ク則 191
	ゴンドラ操作者	ゴンドラの操作の業務	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(20) ゴ則 12
	ゴンドラ合図者	ゴンドラを使用して作業を行うとき	事業者が指名	安衛法 20 ゴ則 16

管 理 区 分	選任・配置すべき者	適 用 範 囲 (業 務 内 容)		資 格 (要 件)	規 則 条 項
車 両 系 建 設 機 械	車両系建設機械 (整地・運搬・積込み、及び掘削用) 運 転 者	動力を用い、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上走行運転を除く)	機体重量3 t 以上のもの	・技能講習修了者 ・建設業法施行令による技術検定合格者 ・職業能力開発促進法による訓練修了者	安衛法 61 安衛令 20(12) 安衛則 41
			機体重量3 t 未満のもの	・特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(9)
	車両系建設機械 (基礎工事用) 機 械 運 転 者	動力を用い、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上走行運転を除く)	機体重量3 t 以上のもの	・技能講習修了者 ・建設業法施行令による技術検定合格者	安衛法 61 安衛令 20(12) 安衛則 41
			機体重量3 t 未満のもの	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(9)
	車両系建設機械 (基礎工事用) 機 械 運 転 者	機体重量を問わず、動力を用い、不特定の場所に自走できるもの以外の運転 機体重量を問わず、作業装置の操作(車体上の運転席の操作を除く)		特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(9)の2)
				特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(9)の3)
	くい打(抜)機 組 立 等 作 業 指 揮 者	くい打機、くい抜機の組立て解体、変更または移動を行う場合		事業者が指名	安衛法20 安衛則190
	くい打(抜)機 合 図 者	くい打機、くい抜機の運転を行うとき		事業者が指名	安衛法 20 安衛則 189
	車両系建設機械 (締固め用) 機 械 運 転 者	機体重量を問わず、動力を用い、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上走行運転を除く)		特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(10)
	車両系建設機械 (コンクリート打設用) の 作 業 装 置 の 操 作 者	作業装置の操作		特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36 (10)の2)
	コンクリートホップ車 合 図 者	作業装置の操作者とホースの先端部を保持する者との連絡		事業者が指名	安衛法 20 安衛則 171の2)
	コンクリートホップ車 輸送管理組立て 解体作業指揮者	コンクリート圧送用配管の組立て又は解体の作業		事業者が指名	安衛法 20 安衛則 171の3)
	車両系建設機械 (解体用) 機 械 運 転 者	動力を用い、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上走行運転を除く)	機体重量3 t 以上のもの	・技能講習修了者 ・建設業法施行令による技術検定に合格した者	安衛法 61 安衛令 20(12) 安衛則 41
			機体重量3 t 未満のもの	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(9)
	車両系建設機械 修理作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業		事業者が指名	安衛法 20 安衛則 165
	特定自主検査 検査実施者	車両系建設機械の特定自主検査(1年以内毎に1回)		一定の条件該当者で研修を受けたもの等その他、労働大臣の定める者	安衛法 45 安衛則 169の2)
誘 導 者	車両系建設機械の転倒、転落防止		事業者が指名	安衛法 20 安衛則 157	
	車両系建設機械の接触防止			安衛法 20 安衛則 158	

管 理 区 分	選任・配置すべき者	適 用 範 囲 (業 務 内 容)	資 格 (要 件)	規 則 条 項
ボーリングマシン	ボーリングマシン 運 転 者	ボーリングマシンの運転者	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36 (10の3)
	ボーリングマシン 組立等作業指揮者	ボーリングマシンの組立て解体、変更または移動を行う場合	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 190
	ボーリングマシン 運 転 者	ボーリングマシンの運転を行うとき	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 189
車 両 系 荷 役 機 械	フォークリフト 運 転 者	最大荷重又は最大積載量1 t 以上のもの (道路上走行の運転を除く)	・技能講習終了者 ・職業能力開発促進法 による訓練修了者	安衛法 61 安衛令 20(11) 安衛則 41
		最大荷重又は最大積載量1 t 未満のもの(道路上走行の運転を除く)	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(5)
	ショベルローダー フォークローダー 運 転 者	最大荷重又は最大積載量1 t 以上のもの (道路上走行の運転を除く)	・技能講習終了者 ・職業能力開発促進法 による訓練修了者	安衛法 61 安衛令 20(13) 安衛則 41
		最大荷重又は最大積載量1 t 未満のもの (道路上走行の運転を除く)	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(5の2)
	不 整 地 運 搬 車 運 転 者	最大荷重又は最大積載量1 t 以上のもの (道路上走行の運転を除く)	・技能講習終了者 ・建設業法施行令によ る技術検定に合格 した者	安衛法 61 安衛令 20(14) 安衛則 41
		最大荷重又は最大積載量1 t 未満のもの(道路上走行の運転を除く)	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(5の3)
	車両系荷役運搬機 械 作 業 指 揮 者	車両系荷役運搬機械を用いて行う作業	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 151の4
	車両系荷役運搬機 械 等 修 理 作 業 指 揮 者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメ ントの装着若しくは取り外し	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 151の15
	特 定 自 主 検 査 検 査 実 施 者	フォークリフト(1年以内毎に1回)・不整地 運搬車(2年以内毎に1回)の特定自主検査	一定の条件該当者で 研修を受けたもの等 その他、労働大臣の定 める者	安衛法 20 安衛則 151の24・56
	貨 物 積 卸 作 業 指 揮 者	一の荷で重量100kg以上のものを貨物自動車等 に積み卸す作業	事業者が指名	安衛法 20・21 安衛則 151の48・62・70
	誘 導 者	車両系荷役機械の転倒、転落防止	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 151の6
		車両系荷役運搬機械の接触防止		安衛法 20 安衛則 151の7
高 所 作 業 車	高所作業車運転者	最大上昇時の作業床の高さが10m以上のもの (道路上走行運転を除く)	技能講習修了者	安衛法 61 安衛令 20(15) 安衛則 41
		最大上昇時の作業床の高さが2 m以上10m未 満のもの(道路上走行運転を除く)	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36 (10の4)
	作 業 指 揮 者	高所作業車を使用する作業	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 194の10
		修理、作業床の着脱の作業		安衛法 20 安衛則 194の18

管 理 区 分	選任・配置すべき者	適 用 範 囲 (業 務 内 容)	資 格 (要 件)	規 則 条 項
高 所 作 業 車	特 定 自 主 検 査 検 査 実 施 者	高所作業車の特定自主検査（1年以内毎に1回）	一定の条件該当者で研修を受けたもの等その他、労働大臣の定める者	安衛法 45 安衛則 194の26
	合 図 者	作業床以外の箇所で作業床を操作するとき	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 194の12
	誘 導 者	高所作業車の作業床に労働者を乗せて走行させる場合	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 194の20
軌 道	軌道装置運転者	軌条により人又は荷を運搬する動力車の運転の業務	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(13)
	監 視 人	・通路と交わる軌道で車両を使用するとき ・軌道上、又は軌道に近接した場所で作業を行うとき	事業者が指名	安衛法 23 安衛則 550, 554
機 械 類	巻上機運転者	動力駆動の巻上機（電気ホイスト・エヤーホイスト及びこれら以外の巻上機でゴンドラに係るものを除く）の運転の業務	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(11)
	ジャッキ式つり上げ機械運転者	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則36(10の4)
	木材加工用機械作業主任者	丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を5台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(6) 安衛則 16, 129, 130
	研削といし取替試運転作業者	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(1)
	産業用ロボット	・ロボットの教示等及び操作の業務 ・ロボットの検査等の業務	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則36(31・32)
	産業用ロボット監視人	産業用ロボット運転中に検査等を行う場合	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 150の3
自 動 車	安全運転管理者	乗車定員が11人以上の自動車にあつては1台、その他の自家用車にあつては5台以上の所有（本拠ごと）	一定の経験ある者	道交法 74の23 道交則 9の8
	大型自動車運転者	大型ダンプカー、定員30名以上の大型バス等	・大型免許のほか年令21歳以上、経験3年以上	道交法 85 道交令 32の2
	整備管理者	・定員11名以上の自動車を使用する場合（本拠ごと） ・定員10名以下で車両総重量8 t以上の自動車を使用する場合（5両以上の本拠ごと） ・以上の他の自動車を使用する場合（10両以上の本拠ごと）	・当該自動車の整備等について5年以上の実務経験者で指定の研修修了者 ・自動車整備士技能検定に合格した者 ・国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有するもの	道路運送車両法 50, 51 同施行規則31の3
	監 視 人	通路と交わる軌道で車両を使用するとき	事業者が指名	安衛法 23 安衛則 550
はい 作 業	はい作業主任者	高さ2 m以上のはいのはい付け又は、はいくずしの作業	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(12) 安衛則 16, 428, 429

管 理 区 分	選任・配置すべき者	適 用 範 囲 (業 務 内 容)	資 格 (要 件)	規 則 条 項
橋 梁 上 部 工	鋼 橋 架 設 等 作 業 主 任 者	金属性の部材で構成される橋梁の上部構造で、高さが5m以上のもの又は支間が30m以上のものの架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(15)の3 安衛則 16, 517の8・9
	コンクリート橋架設等作業主任者	コンクリート造の橋梁の上部構造で、高さが5m以上又は支間が30m以上のものの架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(16) 安衛則 16, 517の22・23
ず い 道	ず い 道 等 の 掘 削 等 作 業 主 任 者	ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(10)の2 安衛則 16, 383の2・3
	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工（ずい道型わく支保工の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう）の作業	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令6(10)の3 安衛則 16, 383の4・5
	ずい道等の掘削覆工等の作業	ずい道等の掘削作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬・覆工コンクリートの打設等の作業	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(30)
	ガス溶接等作業指揮者	ずい道等の内部で、可燃性ガス等を用いて金属の溶接等の作業を行うとき	事業者が指名	安衛法 21 安衛則 389の3
	防火担当者	ずい道等の内部の火気又はアークを使用する場所	事業者が指名	安衛法 21 安衛則 389の4
	監視人	坑内における軌道装置を設置した場合、車両と側壁等の間隔が60cmない場合	事業者が指名	安衛法 20 安衛則 205
	誘導者	坑内における動力車による後押し運転 運搬機械等が後進、作業箇所へ接近するときまたは転落のおそれがあるとき	事業者が指名 事業者が指名	安衛法 20 安衛則 224 安衛法 21 安衛則 388
粉 特 じ ん 定	特定粉じん作業	特定粉じん作業の業務に常時従事させるとき	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(29) 粉じん則22
酸 欠	第一種酸素欠乏危険作業主任者	第一種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症にかかるおそれのある場所として、安衛令別表第六で定められた場所での作業）	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(21) 酸欠則 11
	第二種酸素欠乏危険作業主任者	第二種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として安衛令別表第六で定められた場所での作業）	技能講習修了者	
	第一種酸素欠乏危険作業作業	第一種酸素欠乏危険作業に就労させるとき	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(26)
	第二種酸素欠乏危険作業作業	第二種酸素欠乏危険作業に就労させるとき	特別教育修了者	酸欠則 12
	監視人	酸素欠乏危険場所における作業	事業者が指名	安衛法 22 酸欠則 13
溶 有 機	有機溶剤作業主任者	内部で有機溶剤業務に労働者が従事するとき	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(22) 有機則 19

管 理 区 分	選任・配置すべき者	適 用 範 囲 (業 務 内 容)	資 格 (要 件)	規 則 条 項
高 気 圧	高 圧 室 内 作 業 主 任 者	高圧室内作業（大気圧を超える気圧下の、作業室又はシャフトの内部において行う作業）	免許者	安衛法 14 安衛令 6(1) 高圧則 10
	空 気 圧 縮 機 運 転 者	作業室・気閘室へ送気する空気圧縮機の運転	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(20の2～24の2)
	加 減 圧 係 員	高圧室内作業室に加減圧を行うための送排気の調節を行うバルブ又はコックの操作		高圧則 11
	送 気 調 節 係 員	作業室又は潜水作業者への送気の調節を行うバルブ又はコックの操作		
	再 圧 室 操 作 係 員	再圧室の操作		
	高 圧 室 内 作 業 員	高圧室内で作業する労働者		
	潜 水 工	潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	免許者	安衛法 61 安衛令 20(9) 高圧則 12
連 絡 員	空気圧縮機等を用いて潜水作業を行うとき	事業主が指名	安衛法 22 高圧則 36	
木 造 建 築	木 造 建 築 物 の 組 立 て 等 作 業 主 任 者	軒高5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令6(15の4) 安衛則 16, 517の12・1
解 体 破 壊	コ ン ク リ ー ト 造 の 工 作 物 の 解 体 等 作 業 主 任 者	高さが5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令6(15の5) 安衛則 16, 517の17・18
伐 木 等	伐 木 作 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・胸高直径20cm以上で重心が偏芯した立木の伐木、つりきり等特殊な方法による場合 ・胸高直径70cm以上の立木の伐木 ・胸高直径20cm以上のかかりき木の処理 ・チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務 	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36(8, 8の2)
作 業 場	交 通 誘 導 員	作業場への車両の出入	事業者が指名	市街地土木12
	見 張 員	作業場の出入口	事業者が指名	市街地土木13
泥 湧 水 中 放 流	特 定 化 学 物 質 等 作 業 主 任 者	<ul style="list-style-type: none"> ・地下掘削工事の湧水を公共水道へ放流する際に希硫酸で中和させる作業 ・泥水中和のために希硫酸を使用する作業 	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(18) 安衛則 16 特化則 27, 28

管 理 区 分	選任・配置すべき者	適 用 範 囲 (業 務 内 容)	資 格 (要 件)	規 則 条 項
石 綿 取 扱	石 綿 作 業 主 任 者	石綿又は石綿含有材を取扱う作業 (解体、改修工事における上記の作業を含む)	技能講習修了者	安衛法 14 安衛令 6(23) 安衛則 16 石綿則 19
	石 綿 作 業 者	石綿等が使用されている建築物又は工作物の 解体等の作業及び、石綿等の封じ込め又は囲い 込みの作業	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則36 (37) 石綿則 4
ダ イ オ キ シ ン 取 扱	ダ イ オ キ シ ン 類 取 扱 者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却施設においてばいじん等を取り 扱う業務 ・廃棄物焼却炉等の保守点検等の業務 ・廃棄物焼却炉等の解体等の業務 	特別教育修了者	安衛法 59 安衛則 36 (34～36)
女 子 年 少 者		危険または有害な業務における女子・年少者の 就業制限 (参考-10、11参照)		労基法62, 63, 64の3～64の5 女子則 年少則

5. 主な関係法令一覧

労働基準法

- 同法施行規則
- 女性労働基準規則
- 年少者労働基準規則
- 建設業附属寄宿舎規程
- 事業附属寄宿舎規程

労働安全衛生法

1. 同法施行令
 2. 労働安全衛生規則
 3. ボイラー及び圧力容器安全規則
 4. クレーン等安全規則
 5. ゴンドラ安全規則
 6. 有機溶剤中毒予防規則
 7. 鉛中毒予防規則
 8. 四アルキル鉛中毒予防規則
 9. 高気圧作業安全衛生規則
 10. 電離放射線障害防止規則
 11. 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則
 12. 酸素欠乏症等防止規則
 13. 事務所衛生基準規則
 14. 粉じん障害防止規則
 15. 石綿障害予防規則
- 各種構造規格

労働者災害補償保険法

作業環境測定法

- 同法施行令
- 同法施行規則

じん肺法

- 同法施行規則

労働者派遣法

- 同法施行令
- 同法施行規則

建設業法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

騒音規制法

- 同法施行令

振動規制法

- 同法施行令
- 同法施行規則

建築基準法

- 同法施行令
- 建築工事現場における落下物による危険を防止するための指導基準
- 市街地土木工事公衆災害防止対策要綱

道路法

- 同法施行令
- 同法施行規則
- ガス工作物の技術上の基準を定める省令

火薬類取締法

- 同法施行規則

消防法

- 同法施行令、同法施行規則
- 危険物の規制に関する政令、同規則

電気事業法

- 同法施行規則
- 電気設備に関する技術基準を定める省令

ガス事業法

電気用品取締法

- 同法施行規則

電気工事士法

- 同法施行令
- 同法施行規則

道路交通法

同法施行令

車両制限令

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

(ダンプ規制法)

自動車損害賠償補償法

建設労働者の雇用の改善等に関する法律

同法施行規則

出入国管理及び難民認定法

暴力団対策法（暴対法）

参考

反社会的勢力に対する取組について

国土交通省

● <u>政府における取組</u>	平成19年6月19日
◆ <u>「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針</u>	犯罪対策閣僚会議幹事長申合
・反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方	
・平時・有事における具体的な対応方法	
◆ <u>「暴力団対策法の一部改正</u>	平成20年5月2日公布、施行
・行政庁に対する許認可等の要求、公共工事の入札参加要求等を暴力的要求行為に追加	
◆ <u>「企業活動からの暴力団排除の取組について」</u>	平成22年12月9日
・企業指針の更なる普及	暴力団取締り等総合対策WT
・公共事業等の契約の相手方企業やその下請企業等に対する指針に基づく取組の啓発等	
● <u>国土交通省における取組</u>	
◆ <u>「建設業からの暴力団排除の徹底について」</u>	
・建設業の許可に際して暴力団を排除、建設業者に対する不正な要求の拒否及び警察への通報等を指導	
〔公共工事において〕	
・指名審査に際して暴力団を排除、工事妨害の際の適切な処置	
〔地方整備局等発注工事等において〕	
・競争参加資格者について暴力団関係企業であるか否かの照会、回答、警察からの排除要請の強化	
・受注者に対して警察への通報及び発注機関への報告を契約上義務付け、実効性を担保するための処置（指名停止等）を導入	

反社会的勢力に対する取組について

国土交通省

● <u>国土交通省における取組（つづき）</u>	
◆ <u>「公共工事標準請負契約約款の改正</u>	平成22年7月26日改正
・受注者が暴力団等である場合における解除権の規定を新設	
● <u>地方公共団体における取組</u>	
◆ <u>全ての都道府県において暴力団排除条例が制定済</u>	
・住民や事業者の責務を規定し、暴力団への利益供与等が発覚した場合には指導等を実施	
● <u>民間における取組</u>	
◆ <u>（社）日本建設業団体連合会</u>	平成22年4月
・検察庁及び国土交通省を交えた検討を踏まえ、暴力団排除条項の参考例を明示	
・参考例を会員に通知	
◆ <u>（社）全国建設業協会</u>	平成22年4月
・暴力団排除条項の導入等を各都道府県建設業協会に要請	
◆ <u>民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会</u>	平成23年4月
・民間工事請負契約標準約款に新たに暴力団排除条項を盛り込む改正	

改訂履歴

	購04-741-03-6	2012年11月30日	一部修正
	購04-741-03-5	2010年10月18日	一部修正
	購 04-741-03-4	2007年 2月28日	修正
	購 04-741-03-3	2006年 3月31日	文書レビュー
	購 04-741-13-2	2005年4月 1日	追記。個人情報保護法による。
初版制定日	購 04-741-03-1	2004年 7月 1日。	